

女性活躍推進法に基づく認定企業として

小浜信用金庫を認定しました！

令和2年2月27日（木）福井労働局において、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）の認定通知書交付式を行いました（アイシン・エイ・ダブリュ工業株式会社と合同）。認定段階は3段階目であり、県内では6社目の認定企業になります。



《認定企業の取組》

【女性活躍推進法に基づく行動計画の目標に対する取組】

結婚後も働きやすい環境を整備することに着目し、時効により消滅する年次有給休暇の積み立てを不妊治療等に利用できる有給休暇制度を設立する取組を行う予定です。また仕事と家庭の両立を促進するため、男性に対する育児休業等の取得促進、及び対象者に対して育休前、復帰前に個別の面談を行い、「育児・介護休業制度」の周知徹底を行っています。

【その他の女性の活躍に関する取組】

★両立支援制度について

学童保育機能を備えた施設を事業所内に持ち、子どもの学校行事などでも柔軟に休むことができる制度を設立しています。

★時間外労働について

時間外労働削減の取組について、個人の労働時間を毎月集計し、管理職含め時間外労働が多い者に対し、所属長より時間外労働を減らすよう注意喚起を行っています。

★管理職登用について

担当役員が毎年2回面談を行い、キャリアアップへの意識啓発を行っています。また随時、候補者に対し管理職を目指すよう働きかけを行っています。

